

氏 名	ひら やま こう じ 平 山 晃 司
学位の種類	博 士 (文 学)
学位記番号	文 博 第 238 号
学位授与の日付	平 成 15 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 文 献 文 化 学 専 攻
学位論文題目	古 代 ギ リ シ ア に お け る 刑 法 の 起 源 と 発 展

論文調査委員 (主 査)  
教授 中 務 哲 郎 助教授 高 橋 宏 幸 教授 内 山 勝 利

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、初期ギリシア社会において刑法がどのようにして生まれ、発展していったかを明らかにしようとするものであるが、特にその過程において宗教が、いわば法の補佐役としてどのように機能したのかという観点から考察を行った。

第1部「刑法以前」では、法と宗教が緊密に結び付いていた古い時代に、後の「犯罪」の概念に相当する行為に対してどのような措置が講じられたかという問題を論じた。以下、各章毎に内容を要約する。

第1章「刑罰の宗教的起源」：原初の段階における「犯罪」とは、共同体社会全体の秩序を毀損する行為であると定義することができる。では、刑罰の起源はどのように定義できるだろうか。この問いに答えるべく、古ゲルマン・中国・日本の三つの社会において、秩序に対する侵犯としての犯罪がどのように対処されたかを比較し、それらから共通の構造を抽出することによって、次の結論を得た。——いずれの社会においても近代人の眼には制裁と映るような形で罪人に対して何らかの働きかけがなされるが、これらは罪人に苦痛を与えることを目的とした措置ではなく、犯罪行為によって傷つけられ、破壊された秩序を元の状態に戻すための宗教的・呪術的儀礼であり、かかる儀礼こそが刑罰の濫觴なのである。

第2章「石打ちとパルマコスの儀礼」：古代ギリシアの社会において集団的制裁の手段として広く行われていた石打ちは、贖罪／浄化儀礼、すなわち犯罪行為によって毀損された秩序を復元するための儀礼としての側面を有していた。そして、石打ちの持つ秩序の再生という機能は、毎年決まった時期に、また疫病や飢饉、旱魃などの災厄に見舞われた場合に行われる、身分卑賤で貧しく、かつ醜い者の中から選ばれた人間をスケープゴート（「パルマコス」）として用いる浄化儀礼の中でも発揮された。アテナイおよびいくつかのイオニア系の都市では、古くは疫病・飢饉・旱魃などの災厄に見舞われた時、それが特定の人間による瀆神的行為の結果であると考えられる場合はその罪人を、原因不明の場合はスケープゴートを、石打ちによって殺害するという方法で罪穢れを祓い、災いを除去しようとした。この習俗は次第に災厄を予防し、回避するための儀礼として確立され、年中行事として定着していったが、その過程で儀礼の中核の形態がスケープゴートの殺害から追放へと変化し、それに伴って石打ちはスケープゴートの追放に際して行われる象徴的・儀式的行為と化した。

第3章「刑罰としての呪い」：呪いは、特定の個人を対象とする攻撃の手段という私的な利用にとどまらず、誓約や道徳的規範に対するサンクションとして、かなり古くから公的・社会的な役割をも果たしていた。この呪いの社会的側面が進化したものが、すなわち法である。太古の社会においては呪いが刑法そのものとして機能していた。未来の犯罪者に対して呪いをかけるということは、犯罪とそれに対する刑罰を規定した法を制定し、発効させることに相当する。つまり、かかる呪いは刑法の原初形態の何たるかを示しているのである。社会が成熟し、法が発達してゆくにつれて、呪いは他の刑罰に加えて科せられる二次的なものになる。しかし、犯罪者の処罰権が神々の手から人間の手に移った後もなお、呪いは国制・法秩序の護り手として、その社会的機能を発揮し続けた。

第2部「殺人法と殺人裁判制度の発展」では、殺人に関する法と裁判制度を考察の対象とし、その発展について論じた。以下、各章毎に内容を要約する。

第1章「殺人の穢れの観念の変容と殺人裁判制度の成立」：殺人の穢れとは本来、ある家族の一員が別の家族の一員の命を奪ったことによって、二つの家族の間の均衡が崩れた状態を象徴するものであった。そして、血の復讐によって失われた均衡を回復することが「浄め」であった。だが、社会の発展に伴って、二つの家族の間に不和を生じさせ、場合によっては果てしなく続く血讐へと発展する可能性もある殺人が、社会の秩序を攪乱し、安寧を脅かす悪しき行為、すなわち「犯罪」として意識されるようになった。そして、そのような意識の深化と並行して、殺人の穢れが伝染するという観念が徐々に形作られていった。殺人に対する意識が上述のように変化すると、殺人の穢れは共同体社会の秩序が毀損された状態の表象という新たな側面を有することになり、その結果、伝染性という属性を付与されるに至ったのである。このような変化が生ずる過程で、血の復讐と人命金の授受は禁止された。以後、殺された者の遺族にとっては、裁判に訴えることが殺人者に復讐するための唯一の手段となった。つまり、殺人裁判制度は個人の自力行使に対する公権力による規制を端緒として成立したのである。

第2章「初期アテナイにおける殺人裁判と刑罰」：ドラコンが殺人法を成文化した当時のアテナイにおいては、故意殺人に対する刑罰は永久追放、無意思殺人に対する刑罰は遺族の赦しを得れば帰国可能という条件付きの追放と定められていたが、これは古い時代の慣習をそのまま受け継いだものであった。ドラコン以前は殺人事件はすべてプリュタネイオンの法廷で裁かれていたが、ドラコンによる殺人法の成文化以後、故意殺人に対する裁判権がアレオス・パゴスの法廷に移管されるまでは、通常の殺人の場合は（故意・無意思共に）エペタイが、無差別の大量殺戮などのような犯人の特定が不可能な場合と、動物や何らかの物体が人を死に至らしめた場合はプリュタネイオンの法廷が、それぞれ裁判を担当した。ドラコン以前の古い時代においては、殺人犯が特定の間人である場合の裁判は以下のようなものであったと推測される。——殺された者の遺族は一定の形式に従って宣誓し、犯人を名指して告訴する。この宣誓によって立証された殺害の事実をバシレウスが確認し、被告に対して有罪の判決を言い渡せば、彼は国外へ追放される。ただし被告が、自分は原告の親族である某を過失によって死なせてしまったのであって、意図的に殺したのではないと主張する場合は、その旨の宣誓を行うことが義務づけられており、被告の主張が真実であることが宣誓によって証明されれば、彼に科せられる追放刑には、犠牲者の遺族との間に和解が成立した場合は帰国を許されるという条件が付加される。——かかる原始的かつ非合理的な裁判制度を改革すべくドラコンが新たに創設したのが、51名のエペタイを陪審員とする法廷であった。しかし、犯人が不明である場合と動物や無生物による事故死の場合は、元々当事者間の対立が欠如しているため、合理的な裁判制度が確立されていた前4世紀においてもなお、依然としてプリュタネイオンの法廷で、上述のような原始的な手続による裁判が行われていたのである。

第3章「殺人の穢れの観念の社会的機能と殺人裁判制度の本質」：故意殺人の犯人に対する処置が、遺族による血の復讐から公権力による処刑へと直接移行せず、追放刑という段階を経なければならなかったのは、殺人が共同体社会の秩序に対する侵害として意識されるようになったことにより、〈ある家族の成員の命が別の家族の成員の手で奪われたために、両家族間の平和的な均衡が崩壊した状態の表象〉という殺人の穢れの本質的な側面が、〈殺人によって共同体社会の秩序が毀損された状態の表象〉という新たな側面によって抑圧され、潜在化したためだと考えられる。そのような変化が生じたのは、殺人の穢れという宗教的観念が、新たに付与された伝染性という属性を武器に、いまだ自らの権威を確立するに至っていない未熟な法の補佐役として、共同体社会の秩序維持の機能を果たさなければならなかったからである。時代が下って社会がさらに発展し、その構造が複雑化してゆくのに伴って、法・裁判制度が発達を遂げ、法による支配が確立されると、殺人の穢れの観念が果たしてきた秩序維持の機能は次第にその有用性を失っていった。これにより、殺人の穢れが持っていた、共同体社会の秩序が毀損された状態の表象としての側面は伝染性という属性とともに形骸化し、それに代わって、二つの家族の間の均衡が崩壊した状態の象徴という本来の姿が顕在化してきた。そうなる、殺人の穢れを浄めるためには、殺人者の身柄ごと共同体の外部へ祓い棄てるという方法よりも、彼によって命を奪われた者のための復讐として殺人者を殺すという方法のほうが相応しくなる。かくして故意殺人の犯人に対する刑罰として、永久追放に代わって死刑が科せられるようになったのである。一方、殺人の穢れの観念は、法・裁判制度が成熟してゆくにつれて次第に形骸化し、秩序維持のための装置としては機能しなくなっていったが、その存在意義が完全に失われたわけではなかった。古典期のアテナイでは殺人の穢れは、犠牲者の遺族が殺人犯に対して「公告」を行うことによってはじめて現実的なものとして意識される、つまり遺族の復讐心に従属ないし依存したものとなっており、禁じられた場所に立ち入ったり不法に帰国したりした殺人犯に対し、遺族が

略式逮捕や、場合によっては殺害という形で自力行使を行うことを可能にするという機能を果たしていた。また、殺人裁判制度自体も、殺人訴訟の訴追権が犠牲者の遺族にしか認められていなかったという事実が示すように、遺族が社会の秩序を損なうことなく殺人者に対して復讐するための手段にほかならなかった。

## 論文審査の結果の要旨

ギリシア宗教史研究は19世紀に始まり、20世紀初頭、J.E.ハリソンやJ.G.フレーザーらの人類学的アプローチによって飛躍を遂げたが、その後のオリエント学とギリシア碑文研究の進展を受けて、M.P.ニルソンやW.ブルケルトの標準的著作を生み出しつつ今日に至っている。そこでは神々の崇拜、神話と儀礼、秘儀宗教、葬送儀礼、供犠、神託、民間信仰等、宗教生活のあらゆる局面が扱われ、穢れと浄めの観念についても、勿論考察は及んでいる。しかし、穢れに対する浄めの儀礼に刑罰の淵源を見、それが法として純化していく展開を跡づける試みは案外少なかったように見える。本論文は、古代ギリシアにおいて刑罰の思想がどのようにして生まれ、それが法として成熟していく過程で宗教がいかなる機能を果たしたかを、ホメロスの前8世紀から前4世紀に至るまでについて通観しようとする意欲的な試みである。

論文は第1部「刑法以前」、第2部「殺人法と殺人裁判制度の成立」から成り、各部はそれぞれ3つの章を含む。第1部第1章「刑罰の宗教的起源」では、論者は古代ギリシアの考察に先立ち、古ゲルマン・中国・日本の3つの古代社会を比較検討する。いずれの社会においても、犯罪は共同体の秩序を毀損する行為と見なされ、それに対処するために共同体は犯罪者に何らかの働きかけを行うが、それは犯罪者を罰するのが目的ではなく、穢れを追放し破壊された秩序を回復するための宗教的・呪術的儀礼に他ならなかった、という。論者はこのような儀礼が刑罰の濫觴であるとして、古代ギリシアの具体的な事例に向かう。

第2章「石打ちとパルマコスの儀礼」は集団的制裁の手段としてギリシアで広く行われた石打ちの習俗と、旧約聖書のスケープゴートに相当するパルマコスの儀礼との結びつきに着目する。卑しく貧しく世にも醜い男が選ばれて一定期間公費で養われた後、イチジクの枝などで打たれて追い払われる儀礼が幾つかの都市について知られているが、それを伝えるのは古代末期か中世の辞書のような後代の証言でしかない。おまけにこれらの証言には、この儀礼が疫病・飢饉・旱魃などの災厄に際して行われたとするもの、毎年一定の時期に行われたとするもの、最後にはパルマコスが殺されたとするもの、境域の外に追放されたとするもの、など重大な点で相異が見られるところから、研究者はさまざまに史料批判を行ってきた。これに対し論者は、本来は災厄が生じた都度パルマコスを殺して浄めとしていた儀礼が、災厄の予防を目的とした年中行事と化し、石打ちによるパルマコスの殺害も象徴的なものに変化し、境外に追い払うだけとなった、後代の証言が混乱しているのはこの変遷を考慮していないためである、とする。これはまことに明快で説得的な議論であり、この章は本論文の中で最も充実した部分であると言えよう。

それに対して第3章「刑罰としての呪い」は、呪いが犯罪を予防し道徳的善行を説き勧めるという社会的機能を帯びていたことから、呪いも刑法の原初形態の一つであると論じるが、具体的な例証が少ないのが恨まれる。

宗教が法と密接に結びつき、法に代わる機能を果たしていた「刑法以前」を抜け出て、第2部「殺人法と殺人裁判制度の発展」では、法治態勢へと向かいつつあるギリシア、特にアテナイにおける殺人に関する法と裁判を考察する。第1章「殺人の穢れの観念の変容と殺人裁判制度の成立」では、殺人の穢れが殺された者の怨霊として意識され、遺族による血の復讐が穢れの浄めに他ならなかった段階から、殺人の穢れが共同体の秩序の破壊と見なされ、穢れを共同体から排除しようとした段階、血の復讐と人命金の授受が禁止され、遺族の訴えに基づき殺人者が公の法廷で裁かれ処罰される段階への変遷が想定される。これは叙事詩、悲劇、法廷弁論、碑文などの資料を博搜してよく考え抜かれた結論と評価できる。

それに対して第2章「初期アテナイにおける殺人裁判と刑罰」は方法論上の問題を残す。殺人法の成文化であるドラコンの法（前621年）には無意志殺人・合法殺人に関する規定はあるものの、故意殺人に関する規定は見あたらない。さらに同時代の資料も皆無であるので、論者は古典期の法廷弁論からドラコンの前7世紀、あるいはそれ以前の実態を推測するが、その結論は明快に過ぎて危うさをも感じさせるのである。第3章「殺人の穢れの観念の社会的機能と裁判制度の本質」では、殺人が遺族による訴えがなければ事件とならなかったことの意義、公による死刑に先だって追放刑が存在したことの意義が考察され、古典期アテナイの殺人裁判制度は遺族が社会の秩序を損なうことなく殺人者に復讐をするための手段に他ならな

かった、と結論づけられる。

初期ギリシアにおける刑罰の思想の起源と発展を明らかにしようとする本論文は、必ずしも豊富ではない資料の制約を補って余りある深い洞察によって構想され、先行学説を凌ぐ創見を随所で提示している。後代の証言から古い事態を推測する方法論上の問題は論者自身よく自覚しているが、さらに論者に望むとすれば、刑罰の思想の起源を法というものの本質との関係でも考えて欲しいということ、そして先行文明オリエントからの影響をも検討して欲しいということである。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお2003年1月24日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について試問した結果、合格と認めた。